

改正

平成24年7月6日規則第23号

坂出市企業誘致条例施行規則

坂出市企業立地促進条例施行規則（昭和61年坂出市規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、坂出市企業誘致条例（平成23年坂出市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）投下固定資産額 当該対象施設の設置に必要な土地，家屋および償却資産（それぞれ地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第2号から第4号までに規定する土地，家屋および償却資産をいう。以下同じ。）の取得価額の合計額をいう。
- （2）新規常用雇用者 当該対象施設の設置に伴い新たに増加する従業者のうち，雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出により，同法第9条第1項の確認を受けた者で，1週間の労働時間が30時間以上であり，かつ，市内で住民登録をしているものをいう。
- （3）新規短時間労働者 当該対象施設の設置に伴い新たに増加する従業者のうち，雇用保険法第7条の規定による届出により，同法第9条第1項の確認を受けた者で，1週間の労働時間が20時間以上30時間未満であり，かつ，市内で住民登録をしているものをいう。
- （4）中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- （5）大企業者 中小企業者以外のものをいう。

2 前項に定めるもののほか，この規則において使用する用語は，条例において使用する用語の例による。

（運輸に付帯するサービス業）

**第3条** 条例第2条第3号の規則で定める業種は，統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の小分類に掲げる港湾運送業，貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く），運送代理店，こん包業，運輸施設提供業およびその他の運輸に付帯するサービス業とする。

(にぎわい施設)

**第4条** 条例第2条第6号の規則で定める施設は、次に掲げる施設であつて、一般公衆の利用に供するものとする。

- (1) 遊園地
- (2) 動物園
- (3) 水族館
- (4) 植物園
- (5) 美術館
- (6) 博物館
- (7) 宿泊施設
- (8) 温泉施設
- (9) 展望施設（高みから修景を展望することを目的として造られた建造物をいう。）
- (10) 遊覧施設（瀬戸内海を遊覧することを目的とした船舶等を備えた施設をいう。）
- (11) 前各号のいずれかに該当する施設をその中核施設とする複合施設を構成する施設のうち、次に掲げる施設
  - ア 物品販売施設
  - イ 飲食施設
  - ウ その他市長が特に認める施設

2 前項第11号の「複合施設」とは、一定の場所に同項第1号から第10号までのいずれかに該当する1または複数の施設とその他の施設とを設置し、かつ、これらの施設について統一した名称を使用することにより、全体として一体的かつ複合的に一般公衆の利用に供されるものをいう。

(指定の要件)

**第5条** 条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる対象施設の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすこととする。

- (1) 工場 次に掲げる要件を満たすこと。
  - ア 当該工場に係る投下固定資産額（土地に係るものを除くものとし、業務の開始の日（以下「業務開始日」という。）の3年前の日以後に取得したものに係るものに限る。）が3億円以上（中小企業者にあつては、1億円以上）であること。
  - イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者数が5人以上（中小企業者にあつては、2人以上。以下この号イにおいて同じ。）であり、かつ、その申請日の属する月前6

月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者数の平均が5人以上であること。

ウ 企業がその所有する市内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置する場合は、アおよびイに掲げるもののほか、当該設置する工場における生産施設（製造または加工に用いる機械および装置が専ら設けられる部分をいう。以下この号ウにおいて同じ。）の面積が当該廃止に係る工場における生産施設の面積より大きいこと。

(2) 試験研究施設 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 当該試験研究施設に係る投下固定資産額（土地に係るものを除くものとし、業務開始日の3年前の日以後に取得したものに係るものに限る。）が3億円以上（中小企業者にあつては、1億円以上）であること。

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者数が5人以上（中小企業者にあつては、2人以上。以下この号イにおいて同じ。）であり、かつ、その申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者数の平均が5人以上であること。

ウ 企業がその所有する市内の試験研究施設における業務を廃止して、これに代わる試験研究施設を設置する場合は、アおよびイに掲げるもののほか、当該設置する試験研究施設における開発、試験または研究の用に直接供される部分の面積が当該廃止に係る試験研究施設における開発、試験または研究の用に直接供される部分の面積より大きいこと。

(3) 運輸施設 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 当該運輸施設に係る投下固定資産額（土地に係るものを除くものとし、業務開始日の3年前の日以後に取得したものに係るものに限る。）が3億円以上（中小企業者にあつては、1億円以上）であること。

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者数が5人以上（中小企業者にあつては、2人以上。以下この号イにおいて同じ。）であり、かつ、その申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者数の平均が5人以上であること。

ウ 企業がその所有する市内の運輸施設における業務を廃止して、これに代わる運輸施設を設置する場合は、アおよびイに掲げるもののほか、当該設置する運輸施設における運送の事業、倉庫業または運輸に付帯するサービスの事業（以下この号ウにおいて「運送等の事業」という。）の用に直接供される部分の面積が当該廃止に係る運輸施設において運送等の事業の用

に直接供される部分の面積より大きいこと。

(4) コールセンター以外の情報処理関連施設 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者数が5人以上であり、かつ、その申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者数の平均が5人以上であること。

イ 企業がその所有する市内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、アに掲げるもののほか、当該設置する情報処理関連施設における情報処理サービス業もしくはソフトウェア業またはこれらに類する事業（以下この号イにおいて「情報処理関連事業」という。）の用に直接供される部分の面積が当該廃止に係る情報処理関連施設における情報処理関連事業の用に直接供される部分の面積より大きいこと。

(5) 情報処理関連施設（コールセンターに限る。） 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者数が25人以上であり、かつ、その申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者数の平均が25人以上であること。

イ 企業がその所有する市内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合は、アに掲げるもののほか、当該設置する情報処理関連施設におけるコールセンター事業の用に直接供される部分の面積が当該廃止に係る情報処理関連施設におけるコールセンター事業の用に直接供される部分の面積より大きいこと。

(6) 卸売業関連施設 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 当該卸売業関連施設に係る投下固定資産額（土地に係るものを除くものとし、業務開始日の3年前の日以後に取得したものに係るものに限る。）が3億円以上（中小企業者にあっては、1億円以上）であること。

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者数が5人以上（中小企業者にあっては、2人以上。以下この号イにおいて同じ。）であり、かつ、その申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者数の平均が5人以上であること。

ウ 企業がその所有する市内の卸売業関連施設における業務を廃止して、これに代わる卸売業関連施設を設置する場合は、アおよびイに掲げるもののほか、当該設置する卸売業関連施設における商品の仕入卸売を行う事業または商品の売上の代理業務もしくは仲立あっせんを手

数料を得て行う事業（以下この号ウにおいて「卸売業」という。）の用に直接供される部分の面積が当該廃止に係る卸売業関連施設において卸売業の用に直接供される部分の面積より大きいこと。

(7) にぎわい施設（次号に該当するものを除く。） 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 当該にぎわい施設に係る投下固定資産額（土地に係るものを除くものとし、業務開始日の3年前の日から業務開始日から起算して1年を経過した日の前日までの間に取得したものに係るものに限る。）が1億円以上であること。

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者数が5人以上であり、かつ、その申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者数の平均が5人以上であること。

(8) にぎわい施設（複合にぎわい施設（第4条第2項に規定する複合施設および一定の場所に同条第1項第1号から第10号までのいずれかに該当する施設を複数設置し、かつ、これらの施設について統一した名称を使用することにより、全体として一体的かつ複合的に一般公衆の利用に供されるものをいう。以下同じ。）を構成する一のにぎわい施設に限る。） 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 当該にぎわい施設に係る投下固定資産額（土地に係るものを除くものとし、業務開始日の3年前の日から業務開始日から起算して1年を経過した日の前日までの間に取得したものに係るものに限る。）が5,000万円以上であること。

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者数が1人以上であり、かつ、その申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者数の平均が1人以上であること。

ウ 当該にぎわい施設に係るアの投下固定資産額と当該にぎわい施設の属する複合にぎわい施設を構成する当該にぎわい施設以外のにぎわい施設に係る投下固定資産額（土地に係るものを除く。）との合計額が1億円以上であること。

エ 助成金の交付申請時の当該複合にぎわい施設に設置されるにぎわい施設全体の新規常用雇用者に該当する在職者数の合計が10人以上であり、かつ、その申請日の属する月前6月までの各月の末日における当該複合にぎわい施設に設置されるにぎわい施設全体の新規常用雇用者に該当する在職者数の平均が10人以上であること。

オ その属する複合にぎわい施設を構成するにぎわい施設の業務開始日（第4条第1項第11号に該当するにぎわい施設に係るものを除くものとし、業務開始日が2以上ある場合にあつて

は、そのうち最も早い業務開始日とする。) から起算して3年以内に業務を開始するものであること。

(指定の申請)

**第6条** 条例第3条第1項の指定を受けようとする企業は、当該対象施設の設置に係る工事の着手または譲受けもしくは賃借の契約の締結をしようとする日の30日前までに、様式第1号から様式第7号までのいずれかによる助成措置対象企業指定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の概要を記載した書類
- (2) 従業員の雇用計画を記載した書類
- (3) 環境施設の設置計画を記載した書類（工場を設置しようとする場合に限る。）
- (4) 資金調達の計画を記載した書類
- (5) 環境保全の計画を記載した書類
- (6) 位置図，設置計画図および平面図
- (7) 既存の法人にあっては、次に掲げる書類
  - ア 定款の謄本および登記事項証明書
  - イ 最近の事業年度における事業報告書，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類
  - ウ 法人の沿革および現況を記載した書類
- (8) 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類
  - ア 定款の謄本
  - イ 発起人または社員の名簿
  - ウ 株式の引受けまたは出資の状況および見込みを記載した書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 複合にぎわい施設を構成する一のにぎわい施設を設置しようとする企業は、第1項の申請書に、前項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 複合にぎわい施設の事業の概要を記載した書類
- (2) 複合にぎわい施設の投下固定資産額を記載した書類
- (3) 複合にぎわい施設の従業員の雇用計画を記載した書類
- (4) 複数の企業（企業以外の法人または個人を含む。以下この号において同じ。）で複合にぎわい施設を設置しようとするときは、他の企業の同意書

4 複合にぎわい施設を構成するにぎわい施設を設置しようとする企業の指定の申請に関しては、前3項に規定するもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(指定の通知)

**第7条** 市長は、条例第3条第1項の指定をしたときは、助成措置対象企業指定書(様式第8号)を交付するものとする。

(変更の届出)

**第8条** 指定企業は、当該対象施設の業務開始日前に第6条第1項の申請書または同条第2項もしくは第3項に規定する書類の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、変更届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(承継の届出)

**第9条** 相続、合併または分割により指定企業の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、承継届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、その承継を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(工事着手等の届出)

**第10条** 指定企業は、当該対象施設の設置に係る工事の着手または譲受けもしくは賃借の契約の締結をしたときは、遅滞なく、工事着手等届出書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(業務の開始の届出)

**第11条** 指定企業は、当該対象施設において業務を開始したときは、遅滞なく、業務開始届出書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、業務の開始時における当該対象施設の現状を示す書類を添付しなければならない。

(業務廃止等の届出)

**第12条** 指定企業は、当該対象施設の業務を廃止し、または休止したときは、遅滞なく、業務廃止(休止)届出書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の額の算出)

**第13条** 助成金の額の算出については、別表のとおりとする。

2 助成金の額は、1指定企業につき1億円を限度とする。

3 複合にぎわい施設内の指定企業に対する助成金の額は、前項の規定にかかわらず、一の複合にぎわい施設内の指定企業全体で1億円を限度とする。

4 前3項に定めるもののほか、助成金の額の算定に関し必要な事項は、市長が定める。

(特別の理由がある場合の特例)

**第14条** 市長は、企業が工場を設置する場合において、特別の理由があると認めるときは、第5条第1号または前条の規定にかかわらず、指定の要件、助成金の額の算定または助成金の限度額について別に定めることができる。

(助成金の交付申請)

**第15条** 条例第4条第1項の規定による助成金の交付を受けようとする指定企業は、工場、試験研究施設、運輸施設、情報処理関連施設（コールセンターを除く。）および卸売業関連施設にあつては業務開始日から起算して1年を経過した日の前日までに、コールセンターおよびにぎわい施設にあつては業務開始日から起算して3年間についてそれぞれの1年の経過後遅滞なく、助成金交付申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、その交付申請の時期を変更することができる。

4 複合にぎわい施設を構成するにぎわい施設に係る助成金の交付申請に関しては、前3項に規定するもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(助成金の交付決定の通知)

**第16条** 市長は、条例第4条第3項の規定により助成金の交付決定をしたときは、助成金交付決定通知書（様式第15号）を交付するものとする。

(証票の様式)

**第17条** 条例第8条第2項の証票は、様式第16号によるものとする。

(委任)

**第18条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 対象施設であつて、この規則の施行の日前にその設置に係る工事の着手または譲受けもしくは



賃借の契約が締結され、同日以後に設置されるものまたは同日から平成23年5月31日までの間にその設置に係る工事の着手または譲受けもしくは賃借の契約の締結されるものに係る第6条第1項の規定の適用については、同項中「当該対象施設の設置に係る工事の着手または譲受けもしくは賃借の契約の締結をしようとする日の30日前までに」とあるのは、「平成23年5月31日（同日前に業務を開始する場合にあっては、業務を開始する日の前日）までに」とする。この場合においては、第10条の規定は、適用しない。

#### 付 則（平成24年7月6日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表（第13条関係）

1 工場に係る助成金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、企業がその所有する市内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置する場合の助成金の額は、市長が別に定める方法により算定した額とする。

(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務開始日の3年前の日以後に取得したものに係るものに限る。ただし、市有地取得の場合は、土地の取得価額（設置に係る工事の着手の日前3年以後に取得したものに限り）を含む。）に100分の5を乗じて得た額

(2) 次のアおよびイに掲げる区分に応じ、それぞれアおよびイに定める額

ア 大企業者 在職者数（助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者の数またはその申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者の数を平均した数のいずれか少ない数。以下この号イにおいて同じ。）から5を減じた数に20万円を乗じて得た額

イ 中小企業者 在職者数から2を減じた数に20万円を乗じて得た額

2 試験研究施設に係る助成金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、企業がその所有する市内の試験研究施設における業務を廃止して、これに代わる試験研究施設を設置する場合の助成金の額は、市長が別に定める方法により算定した額とする。

(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務開始日の3年前の日以後に取得したものに係るものに限る。ただし、市有地取得の場合は、土地の取得価額（設置に係る工事の着手の日前3年以後に取得したものに限り）を含む。）に100分の7.5を乗じて得た額

(2) 次のアおよびイに掲げる区分に応じ、それぞれアおよびイに定める額

ア 大企業者 在職者数（助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者の数またはその申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職

者の数を平均した数のいずれか少ない数。以下この号イにおいて同じ。) から5を減じた数に20万円を乗じて得た額

イ 中小企業者 在職者数から2を減じた数に20万円を乗じて得た額

3 運輸施設に係る助成金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、企業がその所有する市内の運輸施設における業務を廃止して、これに代わる運輸施設を設置する場合の助成金の額は、市長が別に定める方法により算定した額とする。

(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務開始日の3年前の日以後に取得したものに係るものに限る。ただし、市有地取得の場合は、土地の取得価額（設置に係る工事の着手の日前3年以後に取得したものに限る。）を含む。）に100分の5を乗じて得た額

(2) 次のアおよびイに掲げる区分に応じ、それぞれアおよびイに定める額

ア 大企業者 在職者数（助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者の数またはその申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者の数を平均した数のいずれか少ない数。以下この号イにおいて同じ。）から5を減じた数に20万円を乗じて得た額

イ 中小企業者 在職者数から2を減じた数に20万円を乗じて得た額

4 情報処理関連施設に係る助成金の額は、次の各号に掲げる情報処理関連施設の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、企業がその所有する市内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置する場合の助成金の額は、市長が別に定める方法により算定した額とする。

(1) コールセンター以外の情報処理関連施設 次に掲げる額の合計額

ア 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務開始日の3年前の日以後に取得したものに係るものに限る。ただし、市有地取得の場合は、土地の取得価額（設置に係る工事の着手の日前3年以後に取得したものに限る。）を含む。）に100分の5を乗じて得た額

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者の数またはその申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者の数を平均した数のいずれか少ない数から5を減じた数に20万円を乗じて得た額

(2) コールセンター 次のアからウまでに掲げる第15条第1項の規定による助成金の交付申請の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額とする。

ア 業務開始日から起算して1年を経過した日の前日までの間に係る助成金の交付申請がなされた場合 次に掲げる額の合計額

- (ア) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務開始日の3年前の日から業務開始日から起算して1年を経過した日の前日までの間に取得したものに係るものに限る。ただし、市有地取得の場合は、土地の取得価額（設置に係る工事の着手の日前3年以後に取得したものに限る。）を含む。）に100分の5を乗じて得た額
- (イ) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者の数またはその申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者の数を平均した数のいずれか少ない数（イ(イ)において「1年経過時在職者数」という。）に20万円を乗じて得た額
- (ウ) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者に該当する在職者の数またはその申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規短時間労働者に該当する在職者の数を平均した数のいずれか少ない数（イ(ウ)において「1年経過時短時間労働者数」という。）に10万円を乗じて得た額
- イ 業務開始日から起算して1年を経過した日から業務開始日から起算して2年を経過した日の前日までの間（以下この号において「2年目の期間」という。）に係る助成金の交付申請がなされた場合 次に掲げる額の合計額
- (ア) 投下固定資産額（土地に係るものを除くものとし、2年目の期間に取得したものに係るものに限る。）に100分の5を乗じて得た額
- (イ) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者の数またはその申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者の数を平均した数のいずれか少ない数から1年経過時在職者数を減じて得た数（その数が零を下回る場合には、零とする。ウ(イ)において「2年経過時増加在職者数」という。）に20万円を乗じて得た額
- (ウ) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者に該当する在職者の数またはその申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規短時間労働者に該当する在職者の数を平均した数のいずれか少ない数から1年経過時短時間労働者数を減じて得た数（その数が零を下回る場合には、零とする。ウ(ウ)において「2年経過時増加短時間労働者数」という。）に10万円を乗じて得た額
- ウ 業務開始日から起算して2年を経過した日から業務開始日から起算して3年を経過した日の前日までの間（以下この号において「3年目の期間」という。）に係る助成金の交付申請がなされた場合 次に掲げる額の合計額

(ア) 投下固定資産額（土地に係るものを除くものとし、3年目の期間に取得したものに  
係るものに限る。）に100分の5を乗じて得た額

(イ) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者の数またはその申請日の属  
する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者の数を平均し  
た数のいずれか少ない数から1年経過時在職者数に2年経過時増加在職者数を加えた数  
を減じて得た数（その数が零を下回る場合には、零とする。）に20万円を乗じて得た額

(ウ) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者に該当する在職者の数またはその申請日の  
属する月前6月までの各月の末日における新規短時間労働者に該当する在職者の数を平  
均した数のいずれか少ない数から1年経過時短時間労働者数に2年経過時増加短時間労  
働者数を加えた数を減じて得た数（その数が零を下回る場合には、零とする。）に10万  
円を乗じて得た額

5 卸売業関連施設に係る助成金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、企業がその所  
有する市内の卸売業関連施設における業務を廃止して、これに代わる卸売業関連施設を設置す  
る場合の助成金の額は、市長が別に定める方法により算定した額とする。

(1) 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務開始日の3年前の日以後に取得したものに  
係るものに限る。ただし、市有地取得の場合は、土地の取得価額（設置に係る工事の着手の  
日前3年以後に取得したものに限り。）を含む。）に100分の5を乗じて得た額

(2) 次のアおよびイに掲げる区分に応じ、それぞれアおよびイに定める額

ア 大企業者 在職者数（助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者の数また  
はその申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職  
者の数を平均した数のいずれか少ない数。以下この号イにおいて同じ。）から5を減じた  
数に20万円を乗じて得た額

イ 中小企業者 在職者数から2を減じた数に20万円を乗じて得た額

6 にぎわい施設に係る助成金の額は、次の各号に掲げる第15条第1項の規定による助成金の交  
付申請の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 業務開始日から起算して1年を経過した日の前日までの間に係る助成金の交付申請がな  
された場合 次に掲げる額の合計額

ア 土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務開始日の3年前の日から業務開始日から起  
算して1年を経過した日の前日までの間に取得したものに係るものに限る。ただし、市有  
地取得の場合は、土地の取得価額（設置に係る工事の着手の日前3年以後に取得したもの

に限る。)を含む。)に100分の5を乗じて得た額

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者の数またはその申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者の数を平均した数のいずれか少ない数(次号イにおいて「1年経過時在職者数」という。)から5を減じて得た数に20万円を乗じて得た額

ウ 助成金の交付申請時の新規短時間労働者に該当する在職者の数またはその申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規短時間労働者に該当する在職者の数を平均した数のいずれか少ない数(次号ウにおいて「1年経過時短時間労働者数」という。)に10万円を乗じて得た額

(2) 業務開始日から起算して1年を経過した日から業務開始日から起算して2年を経過した日の前日までの間(以下この号において「2年目の期間」という。)に係る助成金の交付申請がなされた場合 次に掲げる額の合計額

ア 投下固定資産額(2年目の期間に取得したものに係るものに限る。)に100分の5を乗じて得た額

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者の数またはその申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者の数を平均した数のいずれか少ない数から1年経過時在職者数を減じて得た数(その数が零を下回る場合には、零とする。次号イにおいて「2年経過時増加在職者数」という。)から5を減じて得た数に20万円を乗じて得た額

ウ 助成金の交付申請時の新規短時間労働者に該当する在職者の数またはその申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規短時間労働者に該当する在職者の数を平均した数のいずれか少ない数から1年経過時短時間労働者数を減じて得た数(その数が零を下回る場合には、零とする。次号ウにおいて「2年経過時増加短時間労働者数」という。)に10万円を乗じて得た額

(3) 業務開始日から起算して2年を経過した日から業務開始日から起算して3年を経過した日の前日までの間(以下この号において「3年目の期間」という。)に係る助成金の交付申請がなされた場合 次に掲げる額の合計額

ア 投下固定資産額(3年目の期間に取得したものに係るものに限る。)に100分の5を乗じて得た額

イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者に該当する在職者の数またはその申請日の属する

月前6月までの各月の末日における新規常用雇用者に該当する在職者の数を平均した数のいずれか少ない数から1年経過時在職者数に2年経過時増加在職者数を加えた数を減じて得た数（その数が零を下回る場合には、零とする。）から5を減じて得た数に20万円を乗じて得た額

ウ 助成金の交付申請時の新規短時間労働者に該当する在職者の数またはその申請日の属する月前6月までの各月の末日における新規短時間労働者に該当する在職者の数を平均した数のいずれか少ない数から1年経過時短時間労働者数に2年経過時増加短時間労働者数を加えた数を減じて得た数（その数が零を下回る場合には、零とする。）に10万円を乗じて得た額

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第6条関係）

様式第8号（第7条関係）

様式第9号（第8条関係）

様式第10号（第9条関係）

様式第11号（第10条関係）

様式第12号（第11条関係）

様式第13号（第12条関係）

様式第14号（第15条関係）

様式第15号（第16条関係）

様式第16号（第17条関係）